

氷川町建設工事最低制限価格制度事務取扱要領(平成25年氷川町告示第27号)新旧対照表

現行	改正後
(最低制限価格の算定方法) 第3条 (略)	(最低制限価格の算定方法) 第3条 (略) <u>2 工事の性質上、前項の計算式によりがたいものについては、前項の計算式にかかわらず、町長が別に定めた最低制限価格の額とすることができる。</u>